

間接侵害に関する判例の分析

1. 分析概要

最高裁判所ホームページの判例検索にて、「間接侵害」をキーワードとして抽出した知的財産関連判決、及び主要判例を納めた「判例工業所有権法」(第一法規出版)の特許法、実用新案法の間接侵害部分に掲載されている判決例につき、内容を分類したところ、概要は以下のとおり。

間接侵害の成立を認めた事例	21(7)	26%
間接侵害の成立を否定した事例 6)	59(16)	74%
のみ論	29(10)	
非侵害	23(4)	
権利濫用	3	
その他	4(2)	
全体	80(23)	

(特許と実用新案の合計。括弧内は、実用新案の内数)

・間接侵害が主張される事例には、間接侵害が判断されるまでもなく、当該発明の技術範囲に属さない、無効理由があることが明らかであるため請求は権利濫用である、といった理由で棄却されるものが目立つ(80事例のうち30事例と、4割近くを占める)

・間接侵害の成立が議論となった50事例のうち、4割強(21事例)で間接侵害の成立が認められている。

2. 詳細

(1)間接侵害の成立を認めた事例

(特許)

H13. 4.19 大阪高裁 平成 11(ネ)2198

(原審・H11. 5.27 大阪地裁 平成 08(ワ)12220 特許権 民事訴訟事件：注射液の調整方法についての特許権の間接侵害を、均等論を適用した上で認めた。)

H13. 1.30 大阪高裁 平成 11(ネ)18

(セット商品の「のみ」の解釈は、セット商品を一体として検討すべきとし、間接侵害の成立を認めた)

H12.10.24 大阪地裁 平成 08(ワ)12109 (製パン器事件)

(タイマー機能及び焼成機能が付加されている対象被告物件をわざわざ購入した使用者が、これらの機能を用いない使用方法にのみ用い続けることは、実用的な使用方法であるとはいえないとして、間接侵害の成立を認めた。)

H12. 7.18 京都地裁 平成 08(ワ)2766

H12. 7. 5 大阪高裁 平成 12(ネ)54
(原審も同旨 H11.11.30 大阪地裁 平成 07(ワ)4285)
H12. 2.24 大阪地裁 平成 09(ワ)9063
H11.12.22 名古屋地裁 平成 07(ワ)4290
H8.9.26 大阪地裁 平成 06(ワ)2090
H6. 7.29 東京地裁 平成元(ワ)3743 (混水精米法事件) (本件の控訴審、上
告審も同旨 H7.5.18 東京高裁 平成 06(ネ)3375、H10.10.22 最高裁 平成
07(オ)1730)
H6.3.31 東京地裁 平成元(ワ)9971
(訴審判決も同旨 H8.5.23 東京高裁 平成 06(ネ)1708)
S54. 2.16 大阪地裁 昭和 52(ワ)3654
S47.5.10 東京地裁 昭和 45(ワ) 3264
S46.1.29 佐賀地裁 昭和 42(ヨ) 139
S43.9.4 東京地裁 昭和 36(ワ) 40006

(実用新案)

H3. 6.20 大阪高裁 平成 02(ネ)2014
H1.9.20 大阪地裁 昭和 63(モ)54761
H1. 4.24 大阪地裁 昭和 60(ワ)6851 (製砂機ハンマー事件)
S61. 4.25 大阪地裁 昭和 55(ワ)6390
S59. 9.20 大阪地裁 昭和 59(モ)2907
S51.1.28 東京地裁 昭和 45(ワ) 8768
S42. 6.26 京都地裁 昭和 42(ヨ)56

(2)間接侵害の成立を否定した事例

【のみ使用する物と言えない】

(特許)

H13. 2. 1 大阪地裁 平成 11(ワ)11841
H12.12.12 大阪地裁 平成 08(ワ)1635
H12.10.11 大阪高裁 平成 11(ネ)2820 (他用途の不存在の立証を欠く)
H12. 7.18 東京地裁 平成 11(ワ)1346 (版下デザイン装置事件)
H12. 3.23 東京地裁 平成 11(ワ)5323
H12. 3.17 東京地裁 平成 09(ワ)12557
H6.11.24 横浜地裁川崎支判 平成 04(ワ)466
(控訴審判決も同旨 H08.3.14 東京高裁 平成 06(ネ)5333)
H6.3.30 東京地裁 昭和 63(ワ)2071
H4.11.18 東京地裁 平成元(ワ)12030 (他用途の不存在の立証を欠く)
H2. 3.29 東京高裁 昭和 63(ネ)1820 等
S63.10.28 東京地裁 昭和 58(ワ)10323
S63. 2.29 東京地裁 昭和 59(ワ)2996

S60.4.26 大阪地裁 昭和 59(ワ) 406
S57.2.9 大阪地裁 昭和 55(ワ) 4738
S56.10.29 東京高裁 昭和 55(ネ) 989
S56. 2.25 東京地裁 昭和 50(ワ)9647 (TTLカメラレンズ事件)
S55.4.10 大阪地裁 昭和 54(ヨ) 2738
S50.11.10 東京地裁 昭和 47(ワ) 3375 (他用途の不存在の立証を欠く)
S36.5.4 大阪地裁 昭和 35(ヨ) 493

(実用新案)

H12. 9.19 大阪地裁 平成 09(ワ)4084
H12. 2.29 東京地裁 平成 08(ワ)7356
H9.10.30 大阪地裁 平成 06(ワ) 6301
H9.3.28 高松高裁 平成 08(ネ)239 (上告審も同旨 H9.9.18 最高裁 平成 09
(オ) 1275)
H7.1.26 大阪地裁 平成 03(ワ)6772 同 04(ワ) 3441,4292
H5.12.10 東京地裁 昭和 62(ワ)144
H4.3.27 東京地裁 昭和 63(ワ)2261
H3. 9.30 大阪地裁 昭和 63(ワ)9804
H2. 9.13 大阪地裁 昭和 62(ワ)3887 等
S47.1.31 大阪地裁 昭和 45(ワ) 1047

【技術的範囲に属さない】

(特許)

H13. 6.28 東京地裁 平成 10(ワ)16157
H13. 5.31 大阪地裁 平成 11(ワ)10596 等
H13. 5.29 東京地裁 平成 11(ワ)3942
H13. 5.29 東京地裁 平成 11(ワ)101
H13. 4.25 東京地裁 平成 11(ワ)12736
H13. 3.26 東京地裁 平成 11(ワ)26599
H13. 2. 1 大阪地裁 平成 12(ワ)1931 (特定物件の生産又は使用にのみ使用
する物であるが、当該特定物件が技術的範囲に属しない)
H12.10.19 大阪地裁 平成 11(ワ)3968
H 12. 4.27 大阪地裁 平成 11(ワ)13637
H12. 3.28 東京高裁 平成 11(ネ)3788
H11. 9.30 東京地裁 平成 06(ワ)935
H11. 7.22 大阪地裁 平成 06(ワ)499
H8.10.18 福岡地裁 平成 05(ワ)3241
H7.2.14 東京高裁 平成 05(ネ)5258
(本件の上告審も同旨 H9.9.30 最高裁 平成 07(オ) 1719)
H3.6.10 大阪地裁 昭和 63(ワ)12138

H2.12.14 東京地裁 昭和 61(ワ)14721
H2.11.28 東京地裁 昭和 62(ワ)6818
S48.2.28 大阪地裁 昭和 47(ワ) 3084
S47.8.30 大阪地裁 昭和 46(ワ) 4645

(実用新案)

H12. 7.26 東京地裁 平成 11(ワ)26929
H12. 3.21 東京地裁 平成 09(ワ)1512
S59.12.26 奈良地裁 昭和 56(ワ) 207
S57. 9.29 東京地裁 昭和 56(ワ)4733

【無効理由があることが明らかであるため、請求は権利濫用である】

(特許)

H13. 2.15 大阪地裁 平成 06(ワ)5894
H12.12.19 大阪地裁 平成 11(ワ)12876
H11. 9. 2 大阪地裁 平成 08(ワ)4216

【その他】

(特許)

H12.12.21 大阪地裁 平成 10(ワ)12875

(101条にいう「生産」「実施」は、日本国内におけるものに限られると解するのが相当であるとし、原材料の輸出について間接侵害不成立とした)

S53. 8.25 東京地裁 昭和 49(ワ)5765

(被告ら吸収用液中に健康家兔睾丸成分が含まれていると認めるに足る証拠はない)

(実用新案)

H12. 5.23 大阪地裁 平成 07(ワ)1110 等

(出願広告の日までに、既に製造販売を終えていた)

H12. 1.27 東京高裁 平成 11(ネ)3059

(原審・H11. 4.22 東京地裁 平成 09(ワ)23109)(米国特許権を根拠とする主張)